

**S. MAEDA & CO.
LAW OFFICES**

CONTINENTAL BLDG. 9TH, NISHI 11, NINMAR, CHUO-KU,
SAPPORO, HOKKAIDO, 060-0004, JAPAN
PHONE (011) 261-6234 FACSIMILE (011) 261-6241

経営者・管理者のために

『ワナにはまるな！●●業者』

《汎用版・コンパクト》

講演資料

弁護士 前田 尚一

弁護士前田尚一法律事務所

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地

コンチネンタルビル9階

TEL011-261-6234(代表) FAX011-261-6241

<http://www.smaedalaw.com>

例えば、……

- 先輩のアドバイスを真に受け、請求書を送り続けたのに、売掛金はパ〜・・・世間には、大ウソとノスが、横行している！
―消滅時効
- 確実にとれる債権を譲り受けたのに、丸ごと横取りされました！
―債権譲渡
- 倒産会社から、商品を引き揚げたら、逮捕されました…?!
―商品の引き揚げ
- 挨拶状を送ったばかりに、譲り受けた店の債務の債務を、引き継がなければならぬハメになった！
―営業譲渡
- 100万円の保証をしたつもりが、1000万円請求された！
手形金1億円の支払を全くないで、すべて踏み倒した話
- 超不良従業員。その場で解雇！！…したいところだが、温情のつもりで1ヶ月分つけて予告解雇。ところが、突然、社内に労働組合ができ、上部団体の連中が乗り込んできました…
―解雇、労働組合、回交
- 保険会社の提示を“鵜呑み”にせずに、裁判を起こした方が、損害額が高額に算定されることが多い、という現実
―交通事故
- 有利な証拠のついかた：農にはまったSハウスのN主任の場合…
(以下略)

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061

札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階

TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

世間には、大ウソとネタが、横行している！ 時効で売掛金が回収できなくなってしまった事例

時効を素材に

未払い代金の時効対策は

私は、主人が経営する建設会社で、専務として経理を預かっています。建築代金を支払ってもらえないお客様が何件もあります。主人が、同業の先輩から請求書を送っておけば時効にはかからないとアドバイスを受け、私が毎月請求書を送り続けています。時効対策としては十分なかでしょうか。

(時効の中断事由)

第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
 - 二 差押え，仮差押え又は仮処分
 - 三 承認
- (催告)

第153条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求，支払督促の申立て，和解の申立て，民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て，破産手続参加，再生手続参加，更生手続参加，差押え，仮差押え又は仮処分をしなければ，時効の中断の効力を生じない。

女性を磨く法律相談



未払い代金の時効対策は

私は、主人が経営する建設会社で、専務として経理を預かっています。建築代金を支払ってもらえないお客様も何件あります。主人が、同業の先輩から請求書さえ送っておけば時効にはかからないとアドバイスを受け、私が毎月請求書を送り続けています。時効対策としては十分なのでしょうか。

時間が経過することによって、自分の権利がなくなってしまうという制度を消滅時効といいますが、最も「民法は」請求等、時効がまだ完成していないうちに時効の進行を断ち切り、始めに「法的手続き取れば延長も戻してしまう方法も定めています(「時効の中断」)。しかし、この「請求」というのは、裁判を起す(「裁判上の請求」等、所定の法的手段をとることを意味し、請求書を送ることは含まれません。

つまり、ただただ請求書を送り続けても、本件のような請け負い代金ですと、支払い期日から3年経過した時に、相手方が時効を主張する(「援用」といいます)と、権利は消滅してしまふことになってしまいます。もっとも、時効が完成する前に請求書を送り届けることは、民法上は「催告」と呼ばれ、その時から6か月時効期間は延長されることだけは認められています。


法的手続き取れば延長も

ただ、その場合でも、この期間内に裁判を起すなど所定の法的手続きをとらなければ延長の効果は認められません。また、この延長は1回限りの特典であり、6か月ごとに請求書を送っても再延長、再々延長は認められません。さて、世間には「物知り」がいて、いろいろなことを教えてくれます。しかし、特に法的問題については、内容が誤っている場合も少なくありません。ご質問の中の先輩からのアドバイスもよく聞く誤解の一つです。時効という言葉はたれでも聞いた事があるでしょうが、権利の性質によって時効期間が異なりますし、またどの時点から期間を計算すればよいか等々、理解するには専門的知識が必要です。一度、いわば自社の商品知識のつもりで、業務にかかる権利の時効対策を専門家に相談しておくことをお勧めします。

前田尚一(まえだしょういち) 1959年、岩見沢市生まれ、北大法卒。89年弁護士登録。札幌弁護士会所属。

(註) この記事は、当時、毎日新聞に連載された内容のままで復元したものであり、掲載された以降の法律改正や新しく制定された法律を反映したものではありません。

4

弁護士 前田尚一法律事務所(札幌)   

当法律事務所は、債務整理、離婚、交通事故等の個人事件のほか、
中小企業を中心とした、労働問題を含む企業法務を扱う弁護士事務所です!!



法律相談 **法律相談** をお急ぎの方は、こちらから

011-261-6234

TOP	事務所概要	取扱業務	企業問題の法律問題	個人問題の法律問題	法律雑記帳	毎日連載	法律情報	リンク
-----	-------	------	-----------	-----------	-------	------	------	-----

(具体例その1：ある場面で使用した例)

確 約 書

株式会社●●● 御中

当方は、御社に対し、下記のとおり、買掛金債務等の残高があることを確認し、分割で支払うことを確約致します。

記

債務残高 金◎◎, ◎◎◎, ◎◎◎◎円也

(支払方法)

・毎月の支払金額 円 回
・最後の支払金額 円

上記の分割金を平成 年 月から、毎月末日限り、持参、振り込み、引き落としのいずれかの方法で支払います。
上記分割金の支払を怠り、合計額が 円に達したときは、残金全額に支払完了まで年 割合による損害金を加えて一括して支払います。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

債権管理のポイント

それでは、具体例その2を見て、研究してみましょう!!

前田尚一法律事務所

札幌市中央区南1条西1丁目1番地

コンチネンタルビル9階

TEL011-261-6234(代表) FAX011-261-6241

現在、メールによる相談・依頼の申し込みは受け付けておりませんので、あしからず。

(資料2)

(資料3)

S. MAEDA & CO.
LAW OFFICES
9th Floor, Continental Building
1-Nishi 11-chome, Minami 1-Jo Chuo-ku
Sapporo, Hokkaido, 060-0061, Japan
Phone(011)261-6234 Facsimile(011)261-6241

日付: 2004/2/4 時間: 11:25


FACSIMILE MESSAGE

主任
様

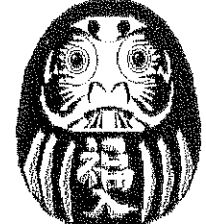
TEL: 011-261-6234
FAX: 011-261-6241

送付枚数: 本状を含む1枚

2月例会ですが、手元に関連書類が見当たらず
お伺い致します。
12日でしたでしょうか、13日でしたであ
うか。
ちょっと予定の調整があり、急いで確認致した
いのですが、
外出しますので、
お手数ですが、ファックスでお知らせいただ
けると幸いです。
このファックス用紙にご記入頂き、そのまま返
信頂いて結構です。何卒一つ。



弁護士 前田 尚一
前田尚一法律事務所
〒060-0061
札幌市中央区南1条西1丁目1番地
コンチネンタルビル9階
TEL 011-261-6234
FAX 011-261-6241
<http://www.smaedalaw.com/>
(HP公開中)



S. MAEDA & CO.
LAW OFFICES
9th Floor, Continental Building
1-Nishi 11-chome, Minami 1-Jo Chuo-ku
Sapporo, Hokkaido, 060-0061, Japan
Phone(011)261-6234 Facsimile(011)261-6241

日付: 2004/2/4 時間: 11:25

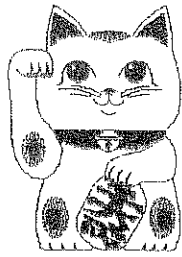
FACSIMILE MESSAGE

主任
様

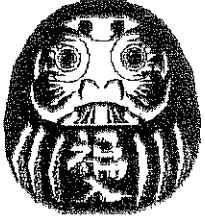
TEL: 011-261-6234
FAX: 011-261-6241

送付枚数: 本状を含む1枚

2月例会ですが、手元に関連書類が見当たらず
お伺い致します。
12日でしたでしょうか、13日でしたであ
うか。
ちょっと予定の調整があり、急いで確認致した
いのですが、
外出しますので、
お手数ですが、ファックスでお知らせいただ
けると幸いです。
このファックス用紙にご記入頂き、そのまま返
信頂いて結構です。何卒一つ。



弁護士 前田 尚一
前田尚一法律事務所
〒060-0061
札幌市中央区南1条西1丁目1番地
コンチネンタルビル9階
TEL 011-261-6234
FAX 011-261-6241
<http://www.smaedalaw.com/>
(HP公開中)



交通事故：弁護士 前田尚一法律事務所(札幌)



TOP	事務所概要	取扱業務	企業 の法律問題	個人 の法律問題	法律雑記帳	毎日連載	法律情報	リンク
-----	-------	------	-------------	-------------	-------	------	------	-----

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)は、債務整理、離婚、交通事故等の個人事件のほか、中小企業を中心とした、労働問題を含む企業法務について法律サービスを提供しています

法律相談をお急ぎの方は、

011-261-6234



《当法律事務所担当事件の紹介》

近くの横断歩道を渡らなかった自転車につき、重大な過失ではないとし、将来の介護料を認めた事例

保険会社(自動車共済)のわずか54万円の残額支払提示に対し、
裁判を起こした結果、2300万円を超える支払を受けることができた事案

札幌地方裁判所平成9年6月27日民事第1部判決

本件は、「新しい判例」として、次の見出しで「自動車保険ジャーナル」紙に掲載されたものである(平成9年10月30日 第1219号)。

近くの横断歩道渡らなかった自転車
重大な過失ではない 過失3割
呼吸管理の1級3号者 病院入院の介護料 日額5000円

なお、損害賠償額については、自動車共済の最終提示額(残額)はわずか54万円でしたが、裁判を起した結果、合計2300万円以上の支払を受けることができることになった。この点について詳しくは、本稿の後半で損害費目ごとの具体的な金額の対比を参考としてあげながら触れることにします。

被害者が、近くの横断歩道を渡らず無灯のまま自転車に乗って幹線道路を横断中、交通事故に遭い首から下が不随となったという事案である。

被告は、このような場合、7割以上の過失相殺をすべきであると主張していたが、当方も徹底した反論をした結果、判決は、近くの横断を通行しなかったとしても重大な過失とはいえないとして、過失割合を3割にとどめる判断をした。

また、将来の介護料として日額5000円が認められた。
なお、本件では、近親者らの慰藉料も認められている。

本件では、訴訟提起前にも、裁判の結果、近親者らの慰藉料も含め、総額1900万円弱の賠償が認められた(実際の受取額は、遅延損害金も含めて、2300万円強)。

この金額は、全損害額として認定された約9700万円(逸失利益と将来介護費用等)については中間利息を控除)について過失相殺をしたうえ(3割減)、すでに支払済みの治療代など既払金約5000万

円を差引いて（損害の填補）、弁護士費用を加算した金額である。

しかし、保険会社と同様の業務を営む、自動車共済は、訴訟提起前に、過失割合が4割5分であると主張し、残額としてわずか54万円の支払を提示していたにすぎない。

死亡あるいは重大な後遺症がある事案では、保険会社や自動車共済と裁判所との間には算定基準それ自体に差異があるなどの理由で、裁判を経た方が、金額が多くなるのが通常である（裁判を経て金額が大きくなった別の事案（死亡事故の裁判例））。本件は、保険会社（自動車共済）の残額提示額はわずか54万円でしたが、裁判を起こした結果、2300万円余りの支払を受けることができたのだ。

もちろん、裁判となれば、保険会社・自動車共済側もプロであるから、賠償額を減額するために、いろいろな法的な争点を提示してくるのが一般であり、それに対抗するためににはの専門知識も必要になる。本件が上記のとおり「自動車保険ジャーナル」紙で紹介されたのは、自動車共済側が問題とした過失相殺や将来の病院入院介護料についても、裁判所で闘った結果、被害者の立場で納得できる程度にまで解決できたからである。

しかし、それにしても、本件で自動車共済の提示した金額は、驚くを通り越して、あきれられるほかない。専門家に相談することもなく、「こんなものか？！」と信じ込み、言われるままに示談してしまう被害者・遺族も、きつと多いに違いない。わが国は、保険制度が相当整備されているはずなのに、実に残念なことである。

本件でも、ご本人が病院で寝たきりだったので、息子さんが自動車共済と話をしていたが、もし共済の担当者の提示を鵜呑みにしていたら、……。そう、なんとも言いようのない、そんな事態になっていた、かもしれない。

まさに、『法律』は、弱い立場にあるからといって味方をしてくれる訳ではなく、『法律』は、“法律を知っている者に味方する！！”と言わざるを得ない場面である。

【金額の対比】

	裁判所認容額(円)	共済提示額(円)	
治療費	12,829,713	12,820,000	
入院雑費	490,000	280,000	
休業損害	3,122,695	2,660,000	
逸失利益	25,145,916	26,550,000	
将来の介護料	27,189,032	16,190,000	大きく違う
生活装具	61,487	60,000(?)	大きく違う
慰籍料	25,000,000	12,500,000	大きく違う
近親者慰籍料	3,000,000	0	共済はゼロ査定
その他		60,000	
小計	96,838,844	71,060,000	この段階で2500万円以上違う
過失割合	30%(減)	55%(減)	過失割合には大きな違い
損害の填補	50,748,329	38,540,000	ここは算定した時期の違い
弁護士費用	1,700,000	0	共済はゼロ査定
合計	18,738,861	540,000	
遅延損害金	4,410,049	0	共済は、事故後2年後でもゼロ査定
総合計	23,148,910	540,000	22,608,910の増額！！

[交通事故の全般的説明はこちら](#)

当法律事務所での相談をご希望の方はこちらからどうぞ

保険会社提示額

¥9,278,720

裁判所和解案

66,530,848

判決

81,585,280 + d

10,444,930

92.029.710

【外部の種類
 顧(外部の種類
 る。なぜなら、
 現された内容の
 「名知人」とい
 情報」が流布され
 ようて当該名知
 するのではない
 としてある
 宛人の外部的名
 るためには、当
 の評価を低下せ
 実を提示してい
 べきであり、逆
 ぼうないし中傷
 も、それが抽象
 または、名知人
 表現するにとど
 ては名知人の
 性はあっても
 る可能性があっ
 名譽を毀損す
 ②「そこ」
 し①の記事内容
 ないし、②な
 摘示したものと
 ①の前段部分で
 「いないだろう。
 的事実を摘示
 い。その余の
 示してはしないので、この限りにおい
 て、原告の主張はその一部につき失当
 ということになる。
 2 請求原因5について検討する
 に、証拠省略によれば、原告に対し
 ては、本件雑誌が発行された平成七年

【表】 損害の種類

財産的損害	人 損
積極損害	積極損害
消極損害	消極損害
休業損害	休業損害
死亡・後遺症による逸失利益 (得べかりし利益)	死亡・後遺症による逸失利益 (得べかりし利益)
物 損	物 損
精神的損害	精神的損害

において、既に、多
 によって、弁護士と
 関する具体的事実
 への適性等について
 呈する文章等が掲載
 行され、また、右各
 がなされていたこと
 の乙第二号証は、同
 発行されたものでは
 致世の証言によれば、
 発行されたものと認
 請求原因3の事
 、同証及び同内の各
 証、第二三、第一四
 実には乙第八号証、第
 号証に、同証及び同
 一、第二号証に
 いる。したがって
 おおむね同種の事項
 の形で報道され、ひ
 にまで至っていたと
 に照らすと、本件雑
 時、原告の外部的名
 を受けていたとして
 事に基づくと認める
 わざるを得ない。
 その本人尋問におい
 けされたことにより、
 原告に対する中傷等が拡大した旨供述
 しているが、右認定事情に加え、原告
 自身、右尋問において、本件記事の発
 行以前から他人による不快な言動を受
 けていたことを認めている事情に照ら
 すと、右供述は、原告の主観的感情を

通した供述であって、客観性を有する
 ものとは言いがたく、採用できるもので
 はない。
 したがって、請求原因5の事実は認
 められない。
 3 以上によれば、請求原因4及
 び抗弁について検討するまでもなく、
 原告の名譽毀損の主張は理由がない。
 二 結語
 以上の事実によれば、原告の本訴請
 求は、いずれも理由がないからこれら
 を棄却し、訴訟費用の負担について民
 事訴訟法八九条を適用して、主文のと
 おり判決する。
 (裁判官 柴崎哲夫)

3 民法、裁判法、交通事故
**会社の代表取締役の死亡による逸失
 利益について現業の報酬を基礎とし
 て算定された事例**
 ① 民法七〇九条、自賠法三
 条に關する損害賠償請求事件、平9.1.1

【解説】
 一 訴外Aは、平成六年七月一四
 日、札幌市中央区内を走行中の普通
 乗用車に同乗していたが、同区内の
 交差点を赤信号無視して進行してき
 た右運輸の普通乗用車に衝突され、
 死亡するに至った。

そこで、Aの遺族であるXらは、
 Yに対し、自賠法三條、民法七〇九
 條に基づき損害賠償を請求したが、
 その逸失利益については、Aは本件
 事故当時、B社、C社、D社の代表
 取締役になっていたから、本件事故に
 遭わなければ、満六歳から一年
 間にわたる右報酬を下らない年収を
 得ることができるとし、生活費三割
 八〇三万九八二四円とし、これに
 慰謝料、葬儀費用、弁護士費用等を
 加算して総額約一億二七〇万円を
 請求した。
 これに対し、Yは、会社役員報酬
 には労務村部分と利益配当部分
 が含まれているところ、その死亡に
 よる逸失利益の損害は労務村部分
 に限られるべきであるから、Aの報
 酬を基礎として逸失利益を算定する
 ことは許されないなどと主張した。
 二 本判決は、Yの損害賠償責任
 を肯認したうえ、Aの逸失利益につ
 いて、Aは、本件事故当時B社とC
 社から年額九六〇万円の報酬を受け
 ていたから、右収入を基礎としたう
 え、稼働年数を六一歳から七一歳ま
 で平均余命一九・六六年の約二分の
 一である一〇年とし、生活費三割五
 分、ライフニツ方式による中間控
 除をして四八一八万五二八〇円と算
 定したが、労務可能年輪を六七歳と
 すべきであるとするYの主張につい
 ては、Aは本件事故当時六〇歳をす

きて健康かつ現役で働いていたこと
を理由に排斥し、また、Aの報酬中
の利益配当部分は逸失利益の基礎と
なる収入から除外すべきであるとす
る主張については、Aの稼働状況及
び年収、他の社員の年収との対比、
B社とC社の業績等に照らすと、死
亡当時得ていた収入は、すべてAの
労務の対価であると評価するのが相
当であるとして排斥し、右逸失利益
に慰謝料、葬儀費、弁護士費用等を
加算して、総額約八一六〇万円の賠
償を求める限度で本訴請求を認容し
た。

三 会社役員は、基本的には一般の給与所得者の場合と同
機、現実の給与ないし役員報酬を基
礎として算定されるが、小規模会社
の場合には、役員報酬の中に実質
的に利益配当部分が含まれること
があるところから、逸失利益の算定
の基礎収入からその分を控除すべき
であるとすると裁判例が少なくない
(東京地判平6・8・30判時一五〇九号
七六頁、大阪地判平7・12・15本誌九一
四号一五頁など)。しかし、役員報酬
中の労務対価部分を確定すること
ができないときは、賃金センサスを
利用することができるし(副田「逸失
利益」⑨)新交通事故判例百選一〇四頁
参照)、会社の業績、稼働状況、報酬
額、他の役員年収等に照らし、不
相当に高額でないときは、現実の報
酬額を基礎とすることも許されなく
はないであろう。

本判決は、二つの会社の代表取締
役を兼任する者の逸失利益につい
て、現実の報酬額を基礎として算定
した事例であり、今後の同種事例の
処理上参考にならう。

原告
外二名
右三名訴訟代理人弁
護士 前田 尚一
右三名訴訟復代理人
弁護士 橋本 智
被告
右訴訟代理人弁護士 和田 壬三

主 文
一 被告は、原告宮坂重美子に対し
金四〇七九万二六四〇円、原告館入奈
穂美及び宮坂知江に対し各二〇三九万
六三三〇円、及びこれらに対する平成
六年七月一四日から支払済みまで年五
分の割合による金員を支払え。

二 原告らその余の請求をいすれ
も棄却する。
三 訴訟費用はこれを二〇分し、そ
の四を原告らの負担とし、その余を被
告の負担とする。
四 この判決は、第一項に限り、仮
に執行することができる。

第一 請求
被告は、原告(以下「原
告」といふ。)に対し金六三六六
万六二二円、原告(以下
「原告」といふ。)及び原告(以下
「以下」原告」といふ。)に対

し各金三二八三万〇八〇五円、及びこ
れらに対する平成六年七月一四日から
支払済みまで年五パーセントの割合に
よる金員を支払え。
第一 事実の概要
本件は、信号機により交通整理の行
われている交差点を青色表示に従って
直進して通過しようとした普通乗用自
動車が、左方から赤色表示を無視して
同交差点に進入してきた普通乗用自動
車に衝突され、被害車両の同乗者が死
亡した事故につき、被害者の妻子が、
自賠法三条、民法七〇九条に基づき、加
害車両の運転者に対して損害の賠償を
求めた事実である。

一 争いのない事実等(証拠を掲げ
た事実以外は争いのない事実である。)
1 交通事故(以下「本件事故」
という。)の発生
(一) 発生日時 平成六年七月一
四日午前六時三五分ごろ
(二) 発生場所 札幌市中央区北
四条西一丁目四番地
(三) 加害車両 被告が運転して
いた普通乗用自動車
(四) 被害車両 (以下「
七」といふ。)が同乗していた普
通乗用自動車(礼五一の一六六九)

機により交通整理の行われている交差
点を信号機の青色表示に従い東から西
へ直進通過しようとしたところ、被告
が信号機の赤色表示を無視して加害車
両を南から北へ運転して交差点に進入
し、被害車両に衝突した。

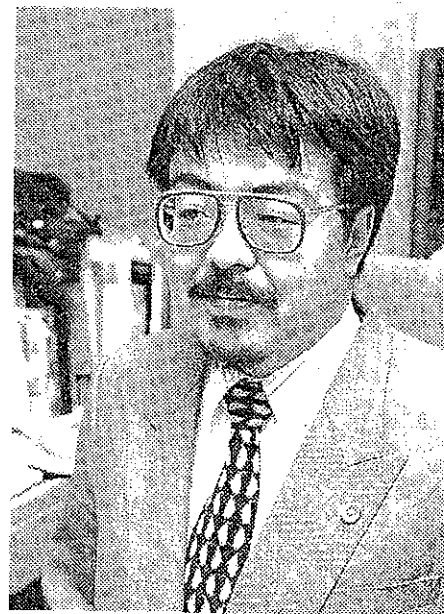
(イ) 結果 果 亡は、外傷
を負い札幌市立病院に入院したが、平
成六年七月一四日午前七時三四分、外
傷性ショックにより同病院で死亡し
た。

2 法定相続
原告ははの妻、原告(昭和三四年一月八日生、甲三)
及び原告知江(昭和三八年五月二〇日
生、甲三)はすれもの子であ
り、ほかに亡の相続人はいない。
したがって、原告、原告、
及び原告の各相続分は、順に二分
の一、各四分の一の割合である。

3 責任原因(自動車損害賠償保
険法三条、民法七〇九条)
被告は、加害車両を自己のために運
行の用に供しており、赤信号の表示に
従って停止すべき義務に違反した過失
により本件事故を発生させた過失があ
るから、自賠法三条、民法七〇九条に
より、原告らの損害を賠償する義務が
ある。

4 損害の填補
原告は、被告から損害の填補として
二万二八三八円の支払を受けた。
二争点
損害額全般
第三 判断
一 損害額(各費目の括弧内は原告
ら請求額)
1 亡に生じた損害
(イ) 治療費(二万二八三八円)
二万二八三八円
亡は、平成六年七月一四日、札

女性を磨く法律相談



顧問弁護士について教えて
3年前に設立した会社もようやく軌道に乗り、最近法律問題に関心をもつようになりました。顧問弁護士という制度はどのようなものなのでしょうか。
(会社社長・35歳)

中小会社も、契約の締結、債権の回収、クレームへの対応といった取引関係のほか、不動産の売買、賃貸、会社の運営、労使問題、新規事業への進出等々、業務そのものが法律にかかわっているはずです。しかし、本業に追われて、現実にはトラブルに直面して初めてあわて始めるのが実情のようです。
顧問契約を結ぶ一番のメリットは、会社の実情を十分に理解している弁護士に、日々継続的に、時機を逸することなく、アドバイスを受けることができるということだと思います。法律問題の解決は複

数の選択肢があります。が、会社の実情を踏まえた選択をすることは、経営そのものとも言えます。また、そもそも法律問題なのかどうか、さっぱりわからないということも多いでしょうが、漠然とした不安がふと脳裏に

継続的に助言受けて
をかすめた段階で直ちにアドバイスを受けることは、孤独で悩み多き経営者にとって、精神衛生上も良いことです。もちろん、トラブルが現実化した場合も、早期に将来を見据えた対応の可能性が高まることになるでしょう。
なお、顧問弁護士から

前田尚一(まえだ しょういち) 1959年、岩見沢市生まれ、北大法卒。89年弁護士登録。札幌弁護士会所属。

法律に関する情報を得、同業者に話題を提供したり、顧問弁護士を紹介するなどして、ある種ステイタス確立の一助にしている経営者もおります。顧問料ですが、札幌弁護士会の報酬規程には、事業者の場合、月額5万円以上とされていますが、会社の規模、利用の頻度などによって、弾力的に決められているようです。なお、顧問料は経費扱いになりますし、訴訟などの場合も顧問価格が設定されるのが一般的です。
そこで、顧問弁護士の選び方ですが、中小会社の場合、弁護士に会社の全般、いわば総務課の一翼を担うことを期待することになるでしょう。それは、孤独で悩み多き経営者、顧問弁護士との関係が、実際にうまくいくためには、弁護士とのコミュニケーションを確保することが不可欠です。その意味で、実力もさることながら、相性が合うかどうか重要なポイントになると思います。

(注) この記事は、当時、毎日新聞に連載された内容のまま復元したものであり、掲載された以降の法律改正や新しく制定された法律を反映したものではありません。

060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階 TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

<http://www.smaedalaw.com> (HP公開中)

弁護士前田尚一法律事務所 (札幌)

毎日新聞

『La Femme ～ラ・ファミ～』連載

女性を磨く法律相談

復刻版

- 1 「浮気、一度許したけれど」(平成10年11月29日)
- 2 「中傷・・・慰籍料もらえる？」(平成10年12月30日)
- 3 「倒産！貸金や退職金は？」(平成11年1月30日)
- 4 「社長がセクハラ・・・賠償は？」(平成11年2月27日)
- 5 「前夫の借金、払う必要は？」(平成11年3月30日)
- 6 「盗聴器設置・・・大家の責任は」(平成11年4月29日)
- 7 「友人に20万円返済求めたい」(平成11年5月30日)
- 8 「利息は上限あるはずが・・・」(平成11年6月29日)
- 9 「譲り受けた店の債務発覚」(平成11年7月30日)
- 10 『言いがかり』どう解決」(平成11年8月30日)
- 11 「店内で拾った財布、お礼は」(平成11年9月30日)
- 12 「裁判に時間かかるのは」(平成11年10月30日)
- 13 「保証人になる時、注意点は」(平成11年11月29日)
- 14 「データ消失・・・損害賠償は？」(平成12年1月30日)
- 15 「飼い犬が人かんだ。補償は」(平成12年2月28日)
- 16 「亡き大家の息子が『難題』」(平成12年3月30日)
- 17 『看板に偽り』バック旅行」(平成12年5月30日)
- 18 「未払代金の時効対策は」(平成12年6月29日)
- 19 『民事再生法』適用できる？」(平成12年7月30日)
- 20 「交通事故・・・損害賠償は」(平成12年8月30日)
- 21 「顧問弁護士について教えて」(平成12年9月29日)
- 22 『自己責任』時代のために」(平成12年10月30日)

毎日新聞（北海道版）で、平成10年11月から平成12年10月までの間、毎月1回、女性をターゲットとする、“La Femme（ラ・ファミ）”という特集版を折り込むという企画があり、私は、22回に渡り、法律相談のエッセイ「女性を磨く法律問題」を担当し連載させていただきました。

前田尚一法律事務所

札幌市中央区南1条西11丁目1番地
コンチネンタルビル9階

TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

E-mail : maeda@lawyers.or.jp

HP : <http://www.smaedalaw.com/>

(図表2)

〇〇〇〇〇〇会 平成18年6月度例会 勉強会 (前 田)

ライブドア事件、村上ファンド事件 …新聞には書かれていないこと

1 始めに

- ◎堀江貴文氏 3億円 94日
 - ・証券取引法違反(偽計、風説の流布)
 - ・証券取引法違反(有価証券報告書の虚偽記載)
- ◎村上世彰氏 5億円 21日
 - ・証券取引法違反(インサイダー取引)

2 逮捕→勾留→起訴

3 保釈とは??, 保証金の額と保釈されるまでの期間

- ◎ 約10か月 強制執行妨害

誰????? _____

◎鈴木宗男氏 いくら??? _____ 円

何日間??? _____ 日間

◎田中角栄氏 いくら??? _____ 円

◎最高額 いくら??? _____ 円

誰????? _____ 氏

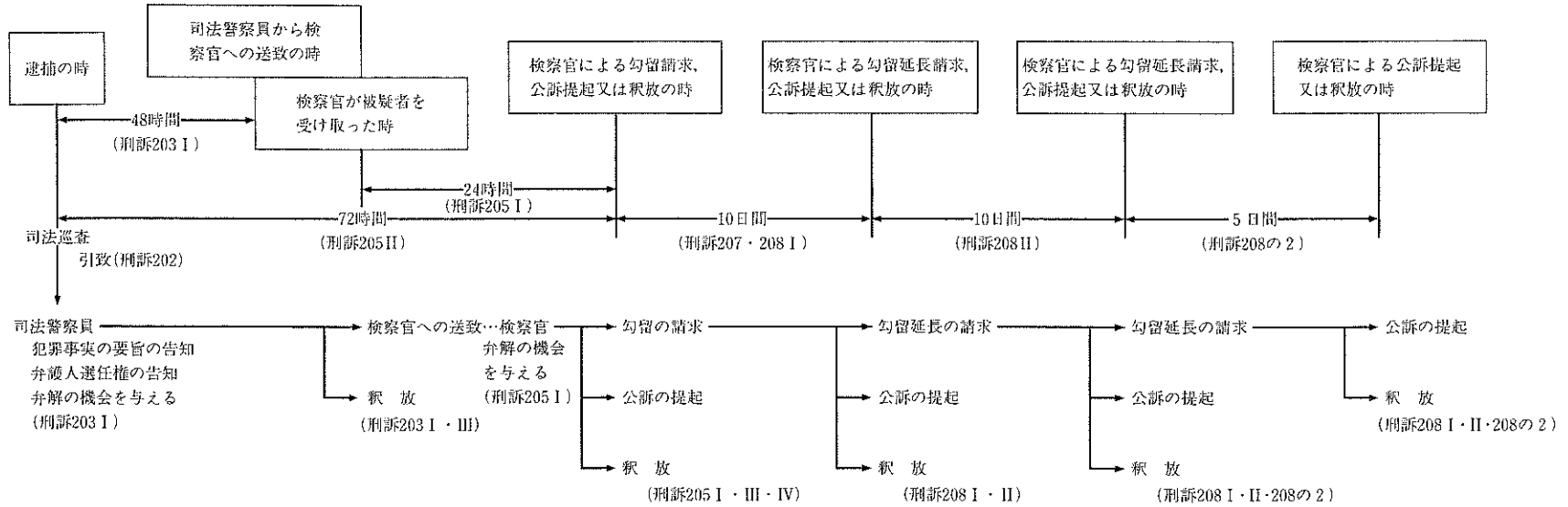
◎没収の例 誰????? _____ 氏

いくら??? _____ 円

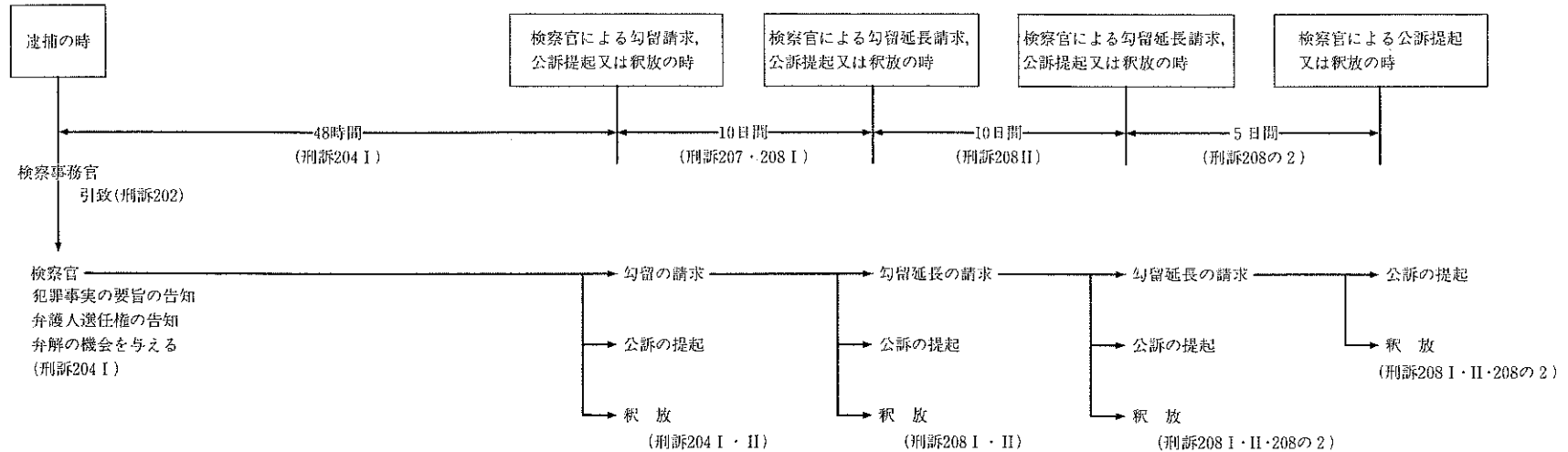
4 終わりに

逮捕後の手続

I 司法巡査又は司法警察員による逮捕の場合 (刑訴203 I・211・216)



II 検察官又は検察事務官による逮捕の場合 (刑訴204 I・211・216)



司法研修所検察教官室編
「検察講義案」(平成18年版)

弁護士 前田尚一法律事務所 (札幌)

TEL011-261-6234(代表)

当法律事務所は、離婚、債務整理、交通事故といった個人事件のほか、

中小企業を中心とした企業法務を扱う

弁護士事務所です！

事務所案内

●取扱業務 ●過去に取り扱った事件(実例) ●評議会 ●執筆-出版 ●TV・ドラマ・ラジオ出演

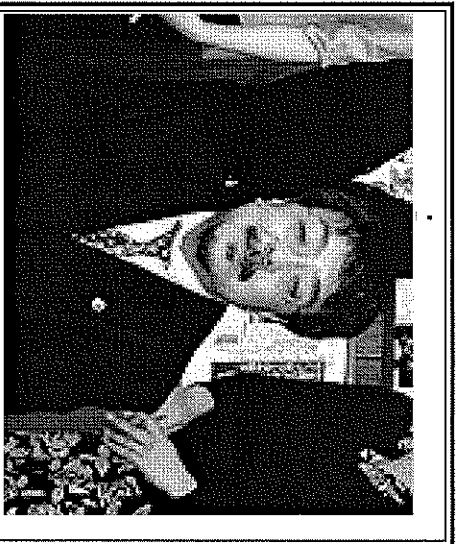
監修事務所HP： [HTTP://WWW.SMAEDALAW.COM](http://www.smaedalaw.com) より

弁護士 前田尚一

(まえだ しょういち)

日本弁護士連合会登録

札幌弁護士会所属 第41期



1959年、北海道岩見沢市に生まれる。


札幌市立新琴似北中学校、北海道札幌北高等学校、
北海道大学(北大)法学部を各卒業。


平成元年 弁護士登録・橋本昭夫法律事務所入所。
平成5年 独立開業・前田尚一法律事務所開設。

札幌鉄道病院 倫理委員会・臨床研究審査委員会各委員
財団法人北海道暴力追放センター元・暴力相談委員
北海道大学法科大学院(ロースクール)元・実務家教員(平16
~18)

〒 北大18の“超目玉”商品 / 弁護士・林担任員 前田尚一

公式HPのコラム

現在、TV番組『のりゆきのトークDE北海道』 (uhb
フジテレビ系)に準レギュラーとして出演しているほか、

WEB専門ニュースサイト『BNN』 BNN で

“弁護士Mの法律小咄” を担当している。

『法律』は、弱い立場にあるからといって味方をしてくれる訳ではありません。

『法律』は、“法律を知っている者に味方する！！”ものだというのが、私の
実感です。
自分を弱者であるとか、被害者であると頑固に言い続けるだけでは、望んだ結果を導ける
ものではありません。

そして、私は、『弁護士』の仕事は、
“依頼者(クライアント)との協働作業”である、と考えています。

『法律問題』の処理・解決は、
“依頼者と弁護士がうまく協働すればするほど良い方向に向かう”，ということが、
私が経験から得た確信です。

(小山下 啓)